

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）                      第九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3   前項各号に掲げる書類及び図面のうち同項第一号、第二号、第五号、第七号に掲げる事項のうち資産に関する調書及び第十号に掲げるものの様式は、様式第六号の二によるものとする。</p> <p>4  7 （略）</p> <p>（産業廃棄物処分業の許可の申請）                      第十条の四（略）</p> <p>2  4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第二項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（<u>第九条の二第六項</u>（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用す</p>	<p>（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）                      第九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  6 （略）</p> <p>（産業廃棄物処分業の許可の申請）                      第十条の四（略）</p> <p>2  4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第二項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（<u>第九条の二第五項</u>（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用す</p>

る場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

6（略）

（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の九（略）

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第七項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第五項中「（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項

る場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

6（略）

（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十条の九（略）

2 第九条の二第二項（第十五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項

「とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日)以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)

三六 (略)

「とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に、様式第十一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)

三六 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十条の十二 (略)

- 2 第九条の二第二項から第七項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

- 2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第七項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第五項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第十条の十二 (略)

- 2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

- 2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして

法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第六項中「この項」とあるのは「第九条の二第六項」と、同条第七項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、三十日)以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人であ

法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から十日以内に、様式第十七号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人であ

る場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書

（同号口に掲げる事項の変更の場合に限る。）

三〇七（略）

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一条（略）

二〇七（略）

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第六項）（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

る場合には、登記事項証明書）

三〇七（略）

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十一条（略）

二〇七（略）

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項）（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 一三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)並びに法人にあつては登記事項証明書(同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。)

様式第六号の二(第九条の二関係)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一六 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 一三 (略)

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/日又はm <sup>3</sup> /日)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は積替を行う場合には積替え又は取替を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。



(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地 ※ 付近の見取り図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で指図する第4条の規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>	
撮影 年 月 日	

運搬容器等の名称	用途
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>	
撮影 年 月 日	

(第6面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号
<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p>
<p>前 面 写 真</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li> <li>・ナンバープレートが確認できること。</li> </ul>
<p>側 面 写 真</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li> <li>・名称等の車体の表示が確認できること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。                 </div>
撮影 年 月 日

(第9面) 資産に関する調査書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種類	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種類	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(第8面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
内 訳	金 額 (円)
事業の開始に要する資金の総額	
土 地	
事 務 所	
収集運搬車両	
積替保管施設	
自 己 資 金	
借 入 金	
遠 (借入先名)	
方	
法	
そ の 他	
増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(第10面)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様  
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印